

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

（ 十 二 月 三 日 ）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

書記長	小森谷 昌弘
書記	佐藤 喜幸
”	武笠 浩
”	岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿田 有一 議員	副委員長	菊地 敏昭 議員
委員	飯野 徹也 議員	委員	小峯 松治 議員
委員	吉野 郁恵 議員	委員	桐野 忠 議員
委員	明ヶ戸 亮太 議員	委員	中原 秀文 議員
委員	関口 勇 議員	委員	小ノ澤 哲也 議員
委員	片野 広隆 議員		

○開 会 午後二時五十八分
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

柿田有一委員長 それでは、消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達しておりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(休 憩)

(再 開)

(傍聴希望者二人の傍聴を許可した)

(休 憩)

(傍聴人二人出席)

(再 開)

柿田有一委員長 審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

十月二十九日の会議では、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画について、資料をもとに説明を受け、今後の進め方について協議し、散会いたしました。

以上が前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。

審査に入る前に、前回の会議で答弁が保留となっておりました公募型プロポーザル参加資格者数及び平成三十五年度中の供用開始について理事者より説明を受け、質疑を行います。

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△説明のための出席者

消防局長	岸田 隆
次 長	比留間 富雄
総務課長	西村 政徳
庁舎建設担当主査	中村 俊規

△委員会に出席した職員

次に、お手元に配布しております特別委員会次第をごらんください。

本日は、用地交渉の進捗状況についてと、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてをそれぞれ単独に議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関するることについて審査に入ります。

前回の会議で答弁が保留となっております公募型プロポーザル参加資格者数及び平成三十五年度中の供用開始について、説明願ひます。

消防局次長 初めに、前回桐野委員から御質疑がございました川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設基本計画公募型プロポーザルの参加資格者数は何者ぐら이었다のかにつきまして御答弁申し上げます。

今回の対象業者数でございますが、最初に参加資格として、建築設計に登録のある業者数でございますが、四百七十六者でございます。そのうち、都市計画及び地方計画、建築士一級などの技術者を配置できる業者数は、四百五十三者でございます。

次に、消防、防災庁舎の計画実績のある業者数でございますが、一般財団法人日本建設情報センターの提供する検索システムで業務委託の実績を検索することができますが、検索したところ、五者の登録を確認しております。

登録が少ない要因として考えられることは、本システムへの登録は、業者の任意に委ねられていることではないかと考えられるところでございます。

桐野 忠委員 御答弁ありがとうございました。

まず、最後に御答弁いただいた実績、その登録者数が少ない五者、任

意ゆえという理由だと思わんのですけれども、それだけでしょうか。答えられる範囲はなかなか難しいかもしれませんが。

消防局次長 今の御質疑に対する御答弁とは若干異なってしまうかもしれませんが、全国消防長会で集計する情報によりますと、平成二十年度から平成二十九年度までの十年間で、消防本部、消防署の合築の実績については全国で約百八十の事例がございますので、実際には実績とすると、五と多い業者数であるということが想像できるところでございます。

桐野 忠委員 やはり特殊性もあるということもあるかもしれないのですけれども、今回の導入するに当たっての応募者数が本場に少ないということでも、もう少しアピールだとか周知だとか、今回はこれは仕方がない話でしょうけれども、ちょっと足りなかったんではないかなという気はしますので、それでどうのこうのというわけではありませんが、ちょっと気になりますので質問させていただきました。

柿田有一委員長 公募型プロポーザル参加資格者数については以上といたします。

次の点、御報告願ひます。

消防局次長 それでは、前回片野委員さんからの新庁舎平成三十五年度中の供用開始をし、組合設立五十周年記念事業として位置づけることができますかの御質疑につきまして、委託業者と調整した結果を御報告申し上げます。最初に、現在想定しておりますスケジュールについて御説明申し上げます。

平成三十三年度、基本計画策定。平成三十四年度、農振除外申請、基本設計、環境影響調査、平成三十五年、土地収用事業申請、用地取得、実施設計、平成三十六年度、造成工事、平成三十七年度、工事開始、平成三十八年度の十二月から翌一月までの早い時期に工事を完了し、三月末までに引越しを完了、平成三十九年四月当初、供用開始というスケジュールでございます。

次に、スケジュールの詳細でございますが、工事着手するまでの各種手続といたしまして、農振除外申請、土地収用事業認定の手続がございます。平成三十二年の土地収用事業認定の申請には、計画地の環境影響調査として、約一年間の現地生態系調査結果の報告が必要になるということ、さらに、その計画地における事業の概要として、事業スケジュール、設計書、経費計算書などの資料を提出し、埼玉県の土地収用委員会の審議を得て、初めて事業認定を受けられるものでございます。

なお、申請は平成三十二年の第二四半期をめぐりとし、第三から第四四半期にかけて事業認定を受けられるものと想定しております。事業認定が終わりますと、土地購入に当たり議決事件として付議し、土地を取得することとなります。

次に、土地を取得いたしますと、平成三十三年に造成工事を計画しておりますが、業者選考など各種入札手続に約三カ月程度の期間を必要とし、第二四半期以降に事業着手となるものと想定しております。

なお、造成工事でございますが、事業用地が広大であり、相当な擁壁工事が必要になることが想定されるため、工期は半年以上の期間を要するものと想定しております。

次に、造成工事が終わりますと、平成三十四年度には建設工事着手を計画しておりますが、業者選考など各種入札手続に約三カ月から四カ月程度の期間を必要とし、その後、第三四半期ごろから建設工事に着手することになるものと考えております。

なお、建設工事は想定するところで、庁舎、車庫、訓練棟、総合訓練場、外構、植栽などの工事があり、それぞれの工事を順次展開していくこととなりますが、これら工事全体のボリュームからすると、約二年半程度の工事期間が必要になるものと考えられますので、平成三十五年度中は庁舎の建設工事を進めている段階であるものと想定しております。

御意見がございました組合設立五十周年の記念事業としての位置づけとして、平成三十五年度中の供用開始は難しいところですが、記念事業の一環として捉えることは可能かというふうにご検討しております。今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

片野広隆委員 皆様にお諮りいただきたいんですが、今の説明若干長いので、説明の文書を資料としていただきたいと思えます。

柿田有一委員長 資料として文書でいただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのようにさせていただきます。

(休憩)

(資料配布)

(再開)

片野広隆委員 今、御説明いただいた資料を拝見させていただきました。

委託業者と調整した結果ということですが、三十七年四月供用開始の予定を御説明いただきましたが、もうこれ以上期間短縮する余地はないという受けとめでよろしいでしょうか。

消防局長 現時点において調整した結果、このスケジュールで想定しておりますので、大幅な短縮はできないというふうにご検討しているところでございます。

片野広隆委員 それで、急いで変なものをつくるのは決してよくないことだと思うんですが、中、見させていただけますと、それぞれ入札手続等に三カ月から四カ月という期間とられていますよね。今回、この基本設計の入札かけるのに、消防局、三カ月も四カ月も期間かけていましたか、業者選考するのには、期間が短いから参加業者が少なかつたというのは一般としてあるのかと思いますが、業者選考に三カ月、四カ月かかる理由というのは、お伺いさせていただきます。

消防局次長 入札する前、四月に入りましたら、労務単価のほうが変わってきますので、発注年度に合わせて労務単価を変更するという手順がまず必要になります。

その後、一般競争入札ということで、入札にかかわる公告期間、見積もり期間等々を、実際に建設工事にかかわる金額は高いものですから、見積もり期間等もある程度の期間とらなければいけないというところで、このような期間を想定しているものでございます。

片野広隆委員 ざっくりとしたお答えなんですけれども、それぞれどれぐらいかかるんですか。労務単価の設定を見直して、一般競争入札から積算から何からおっしゃってしまいましたけれども、ここに書いてあるのは三カ月から四カ月と、これだけだつて一カ月の差があるわけですよ。そこら辺どういうふうに業者さんと協議をされてきたのかと。最初に、詰まる予定はないんですかと言ったら、ないんですというお話でしたから、どういうふうにこの期間を詰めてお話をされているんでしょうか。短縮の余地があるというのであれば、今後事業を進める間で、二年は無理にしても一年ぐらいは前倒しができるかもしれないとか、半年ぐらいは前倒しできるかもしれないというやりとりはあるのかなと思うんですが、次長はもうこの期間ですとおっしゃったのであれば、それ相応に中身は詰められているんでしょうから。

消防局次長 先ほど、もうこれ以上短縮はできないというところでは、大幅な短縮はできないというふうに私は申し上げたつもりなんですけれども、申しわけありません。

労務単価等を新たに積算し直すのに基本的には一カ月程度、一般競争入札で、また公告期間等で一カ月以上。それから、当然議決事件となりますので、その辺のところの期間も必要になるところでございます。

片野広隆委員 大幅な短縮はできないということは、ある程度の短縮は見込めるという判断でよろしいですか。可能性としてあるということ、よろしいか。

消防局次長 そのとおりです。

片野広隆委員 細かいスケジュールはこれからになってくるかと思いますが、ここで説明をいただいた中で、三十七年四月から実際動き出すものを三十五年の五十周年事業と捉えられるかどうかというのは、皆さんはそう捉えられても、我々議決する側なり審議する側がそういうふうに捉えられるかという問題もあろうかと思えます。五十周年事業という位置づけを考えていくのであれば、三十六年四月供用開始ですとか、三十五年度中に完成させて引越して、三十六年四月からというような考え方もできるのではないかなと思いますので、今後、より詳細なスケジュールを立てていく際は検討していただければと思いますので、お願いいたします。

明ヶ戸亮太委員 二ページの一行目のところなんですけれども、「土地購入に当たり議会案件」とありますが、これは想定しているのは年度当初予算というものを想定されているんでしょうか。

消防局次長 三十二年度ということでスケジュール計画をしておりますが、年度当初ではなく年度末で想定しているところでございます。

明ヶ戸亮太委員 一ページ目の下から二行目のところを見てみますと、第二四半期をめぐって申請をされると思います。その後、第三四半期と第四四半期、またこれ三カ月ずれが出ると思うんですけれども、次のページの頭の議会案件としては、多分第四四半期で事業認定を受けた際の想定だと思っておりますけれども、例えば第三四半期で申請がとれたという場合は、議会は三カ月前倒しで補正なり何なりという形で上げることが可能なんでしょうか。

消防局次長 予算としては三十二年度に組むものでございますので、補正等の手続

はむずかしいと思います。ただ事業として早く認定がとれば、買収にかかわる手続も早くするという状況です。

明ヶ戸亮太委員 逆に、第三四半期、第四四半期にかけて事業認定をとることを想定とは書いてあるんですけれども、とれなかったとして、要するにこれ第四四半期が終われば一年が過ぎてしまうということなんですけれども、そうなってしまう場合というのはどのように対応していくお考えでしょうか。あくまで「想定」と書かれているところなので、先ほど答弁の中で早まるのが難しいという話もあったかとは思いますが、逆におかれてしまうということも想定ができるのかなと思うのですが、そのあたりについてどのようなお考えでしょうか。

消防局次長 事業認定が受けられなければ税の控除がとれない。土地を提供する人です。そういうところがありますので、土地の買収についてはそれよりおかれてきます。税控除の関係が当然ございますので、事業認定をとってから土地の買収を想定しておりますので、その時期がおければ土地の買収時期もおかれてくるというふうになるものと考えています。

明ヶ戸亮太委員 そうなりますと、やはりここに第三、第四を想定しているとは書いてあるんですけれども、前倒しで動くということは非常に重要だと思えますので、その点については御対応しつかりとお願いたします。

柿田有一委員長 委員長から申し上げておきますが、ただいま二つ御質疑がありました。

桐野委員の質疑、それから片野委員の質疑に基づいて答弁があったわけですが、いずれにしても、説明することに対する根拠、それからさまざまな決定に対する根拠、それからスケジュール等に関しても、細かくシビアに、中身については議員の皆様方、注意して見ておられるということでもあります。こういうことについて十分議論し、より細かな議論だとか根拠の説明ができるような対応が今後必要になってくると思います。

し、御意見のあった、先を見た対応がどうしても必要だということについては、委員御指摘のとおり、ぜひ御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、公募型プロポーザル参加資格者数及び平成三十五年度中の供用開始についてを終了いたします。

それでは、審査に入ります。

まず、用地交渉の進捗状況についてを議題といたします。

事務局、説明を願います。

総務課長

現在までの用地交渉状況について御説明申し上げます。

用地交渉は、候補地Bの地権者を対象として、八月に地権者への挨拶、九月に二回目の地権者への挨拶を行ったところでございます。今後の見込みでございますが、年内に現在の状況について説明する機会を検討しているところでございます。

次に、地権者の意向について御説明申し上げます。

地権者数は十八名で、そのうち十七名につきましては意向確認を進めており、よい感触を得ております。残りの一名につきましては、八月に登記情報をもとに関係先を確認いたしました。所在を確認できませんでした。戸籍情報をもとに確認作業を進めたところ、登記されている地権者は亡くなっており、その相続人として七名を確認している状況でございます。なお、七名の相続人のうち、現在四名の住所を確認しておりますが、残りの三名の住所につきましては、継続して確認作業を進めているところでございます。

明ヶ戸亮太委員

相続人の方が七名中四名が確認ということでお話ありました。残り三名の確認をこれからも進めていくと思うんですけれども、この確認のリミットというのはいつごろになるんでしょうか。またそのリミットに向けて今後どうしていくか、多分同じ方法で探していっても同じ結

果にしかならないと思うんですけども、まだ残されている調査の仕方みたいなものが何かあるんでしょうか。

消防局次長 リミットというところでは当然、今後候補地を確定をする作業をし、その後、住民説明会等を実施し、買収業務に当たっていくということですので、できるだけ早い時期に確定のほうをしたいと考えているところでございます。

リミットとすると、できるだけ早いところでは考えております。確認方法でございますけれども、被相続人の現戸籍を取得しまして、記録されている家族情報をもとに、相続人の戸籍と住民票を取得して確認作業を進めているところでございます。もう少しの時間で確認ができる状況でございます。そんなに長くかかるものと今のところは考えておりません。もう少しの時間をいただければと思っております。

柿田有一委員長 事務局、現戸籍の取得は終わっているのですか。そこについてだけ確認をさせていただければと思います。

消防局次長 終わっております。

柿田有一委員長 結構です。ありがとうございます。

以上で、用地交渉の進捗状況についてを終了いたします。次に、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてを議題といたします。

説明願います。

総務課長 現在の基本計画策定の状況について御説明申し上げます。

現在、新庁舎に導入する機能、規模などの設計に当たつての与条件の整理について、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設基本計画策定支援事業委託により、取りまとめ作業を進めているところでございます。この基本計画書の作成のイメージでございますが、参考資料といたしまして、お手元にお配りをさせていただきますました新潟市消防局・中央消

防署庁舎建設基本構想書、このような形で取りまとめを想定しているところでございます。

次に、基本計画策定に当たつての作業スケジュールについてでございます。

十月から十一月、関連法規、計画地についての条件整理、機能イメージの整理、十二月下旬、与条件を整理、計画案の方向性の取りまとめ、一月中旬、庁舎概要の整理、二月上旬、概算事業費基本計画案の取りまとめ、三月中旬、基本計画書の策定完了、以上の計画で作業を進めていくところでございます。

次に、資料一をごらんください。

新庁舎に導入する機能についてでございます。

現在計画中の川越地区消防局・川越北消防署新庁舎に導入する機能は、「川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設基本計画策定」にて進めており、その機能につきましては「川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想」の「新庁舎に必要な機能」に基づき以下のとおり検討しております。

まず、「川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想」に取りまとめた新庁舎に必要な機能でございますが、災害活動拠点機能、訓練活動拠点機能、情報発信拠点機能、住民啓発拠点機能でございます。基本計画では、これらの機能を確保するよう作業を進めております。

続きまして、一、庁舎機能でございます。

基本構想で取りまとめた災害活動拠点機能、情報発信拠点機能、住民啓発拠点機能を確保するため、以下の庁舎機能を検討するものです。

庁舎機能関係イメージ図(案)でお示しする各室の機能は、消防庁舎を整備する上で必要最低限の機能を平面上にあらわし、それぞれの機能の相関関係をイメージ図にて必要な機能をカラーでエリア分けをいたし

ました。

右上の凡例をごらんください。

想定される機能といたしましては、来庁者エリア、消防局・消防署エリア、消防団エリア、階段・エレベーター・トイレ等、次に、各機能の動線として、来庁者動線、職員動線（災害時）、各機能の連携に区分いたしました。

次に、来庁者エリアでございますが、指令センターの見学スペース、講堂、体験型防災センターでございます。

続いて、消防局・消防署エリアでございますが、指令センター、消防局事務室、消防署事務室、機械室・倉庫等、作戦本部室、コンピュータ室、女性用区画・食堂等、仮眠室・調査準備室等、出勤準備スペース、車庫でございます。

次に、消防団エリアでございますが、消防団本部室でございます。

次に、階段・エレベーター・トイレ等でございます。

来庁者等のエントランス、階段・エレベーター・トイレ等のオープンスペースと職員用の階段・エレベーター・トイレ等のプライベート部分でございます。

次に、動線でございます。

動線は、一般来庁者用の動線と職員用の動線を分け、セキュリティと出動動線を確保するため、動線を区別して検討しております。

来庁者の動線でございますが、赤い色の線で示しております。屋外からのエントランス、エントランスから指令センターの見学スペース、各種届け出の際、消防局事務室及び消防署事務室、消防団の会議等に使用する消防団本部室、各種講習会等での講堂、各種防災学習の際に一般来庁者等が訪れる体験型防災センターでございます。

次に、職員用の動線でございますが、災害時を想定しますと、消防局

事務室からの出動動線、女性用施設等・食堂等からの出動動線、消防署仮眠室・調査準備室等からの出動動線で、職員用の階段・エレベーター・トイレ等を経由して、出勤準備スペース、車庫へ、一般来庁者と接触することなく動線が確保できるよう検討しております。

次に、点線の矢印で示しました各動線の連携でございますが、災害時等に指令センターと作戦本部室、消防局事務室、消防団本部室、消防署事務室が連携して活動できるよう動線を検討しております。

以上が庁舎機能関係のイメージ図でございます。

続きまして、二ページでございます。

二、警防・救助訓練場でございます。

基本構想で示す訓練活動拠点機能を確保するため、以下の警防・救助訓練場を検討するものです。

警防・救助訓練場機能関係イメージ図（案）で示しする訓練場の機能は、警防・救助訓練を行う上で必要最低限の機能を訓練棟別にあらわしたものでございます。

警防・救助訓練場の機能は、訓練棟とその外周部に備える瓦れき訓練施設で構成いたします。

まず、訓練棟でございますが、現在三棟構成を検討しております。

A棟でございますが、マンション等訓練室、模擬訓練室、迷路訓練室、竪穴訓練室、各種訓練想定室、模擬消火訓練室でございます。

次に、B棟でございますが、横穴訓練室及び倉庫でございます。

続きまして、C棟でございますが、濃煙体験室でございます。

続きまして、瓦れき訓練でございますが、敷地の外周部に震災時の瓦れきからの救出訓練が行えるエリアを整備するよう検討しております。

以上が警防・救助訓練場機能関係イメージ図の説明でございます。

続きまして、三、総合訓練場でございます。

基本構想で示す災害活動拠点機能、訓練活動拠点機能を確保するため、以下の総合訓練場を検討するものです。

総合訓練場機能関係イメージ図(案)でお示しする総合訓練場の機能は、平常時と災害時の二つの機能を検討しております。

まず、平常時の機能でございますが、各消防隊の連携訓練、テロ災害などを想定した大規模災害対応訓練、消防団の消火活動訓練などを想定した消防団操法訓練、外来者等を招いた訓練や各種行事の仕様を検討するものです。

次に、災害時の仕様でございますが、管内が被災した際、各方面から受け入れる援助隊の待機、宿営、人員搬送や物資搬送に使用するヘリコプターの緊急離着陸場、補給物資受け入れ場所の機能を検討するものです。

次に、資料二、機能配置イメージ図をごらんください。

これまでに御説明した新庁舎に導入する機能を平面上に配置した場合をイメージしたものです。なお、本イメージ図は候補地を想定したゾーンングではございません。

以上、雑駁ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

なお、これらの相対的な面積でございますが、機能をもとに必要諸室の検討が必要となりますが、現時点におきましては敷地の面積が確定しておりませんので、面積の算定には至っておりません。今後、早期に候補地が決定できるよう川越市、川島町と協議を進めてまいりたいと考えております。

吉野郁恵委員 イメージ図を見させていただいているんですけども、総合訓練場等、災害時には補給物資の受け入れ場所というふうになっておりますが、この中で自家用給油所というのは御検討はされているんでしょうか。

消防局次長 災害時、燃料の確保に苦慮する場合、東日本の震災のときもそうでし

たけれども、そういったことから自家用給油所の設置も検討しているところでございます。

吉野郁恵委員 三・一一のときにも、川越でやはり給油するのがすごく困難でしたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

明ヶ戸亮太委員 二ページ目の機能関係イメージ図について確認をさせてもらいたいんですけども、C棟、A棟、B棟とあるんですけども、A棟はある程度高さのある訓練施設になるという見方でいいんでしょうか。

消防局次長 そのとおりでございます。

A棟の部分に機能を多く持たせるところを考えております。A棟については若干高層になるというところを検討しているところでございます。

明ヶ戸亮太委員 こちらのC棟とB棟がそれぞれ一階建てなのかなど、資料を見てたところなんですけれども、瓦れき訓練のところもそうなんですけど、これまでいろいろ視察で見させていただくと、結構屋外でやる訓練というのが、数多く設置しているところもありまして、山を登るイメージだったり、雨風を想定したりというものがある中で、例えばなんですけれども、このB棟とC棟を重ねてしまつて、屋外での瓦れき訓練等のスペースを広くとるということは可能なんですか。

消防局次長 二棟構成というところも検討は可能でございます。ただ、今の段階なんですけれども、効果的な訓練棟配置というところでは、現在三棟構成で考えているところでございますが、二棟構成も含めまして検討をしていければと思います。

明ヶ戸亮太委員 こちらは、C棟とB棟、もちろん一つでつくったほうがコスト的なものも抑えられると思いますし、屋外でのスペースもとれると思うんですけども、効果的に今、考えられて、ここを分けているということなんですけど、何をもつて二つに分けたほうが効果的なんですか。

消防局次長 登過でございます。ロープをB棟とC棟で展開しまして、その間を

隊員が渡るといふ訓練を想定しておりますので、効果的に配置するといふところでは、このようなところをまず最初に検討させてもらっているものでございます。

明ヶ戸亮太委員 ロープを伝つての訓練になるのかなと今の御答弁でわかつたんですけれども、これは可能かどうかわからないですけれども、A棟につなげてやることもできるかもしれませんし、また、そのロープをつなげるためのものを別途つくつて、建物ではなくて支えられるものをつくつてやるほうが、コストがどちらが高いのか安いのかというのは検討の余地はあるかと思ひますので、コスト面も含めながら、もちろん効果的なものというのを少し検討していただければなと思ひます。建物を二つあえて分けるというのは、ちよつとコストとして見ると大きなものが想定されると思ひますので、まだまだこちらはぜひ検討していただきたいと思ひます。

以上です。

片野広隆委員 この間、京都の消防学校、皆さんと一緒に見させていただいて、そこは全国大会の規格でつくられているとお話でしたけれども、今回これも全国大会と同じような規格で想定しているという。全国大会を開催できるような規格を考えているのか。

消防局長 職員の救助技術を競う全国大会というのが毎年行われていまして、その前にブロック大会、県大会、関東大会等がございます。それらの大会には施設の基準の設定がございまして、ロープを投げて展開して渡り、棟の上から降下し、濃煙を想定した煙道というところをくぐり抜け、タイムを競うような競技がございます。それらにつきましては、基準タイムをクリアできないと、それらの大会には出場できないというのがございます。今考えているのは、先ほど明ヶ戸委員からも訓練棟三棟を二棟に

ということではございますが、三棟で考えてございます。

片野広隆委員 わかりました。

あわせて、すみません、今後検討されていくのかもしれないんですが、潜水訓練の施設というのは、局のほうではどのようにお考えになつていますか。

消防局長

潜水訓練でございますが、現状では川越地区消防局の管内につきましては、名細分署が潜水隊の基幹署でございます。御存じのとおり、川に覆われてございまして、特に荒川等になりましては水難事故等も発生しまして、緊急の要請が出ております。特に、潜水中の事故というのが隊員にあつてはならないことでございます。この費用対効果というか、視察をさせていただいてる中で、メンテナンスも含めて、高額な施設となりますので、そちらも十分検討させていただいて、できれば設置をさせていただきますというふうには考えてございます。

片野広隆委員 結構です。

中原秀文委員 いろいろ質疑がありました、今後この基本構想を作成するにあつて、市民の方や町民の方にわかりやすいものにしていただきたいと思ひます。今回、新庁舎に導入する機能についての資料をいただきましたが、市民の立場、町民の立場から見れば、今の現状から何がどのように変化するか、相当の経費をかけるわけですから、どれだけよくなるのかということが見えるような、そういう資料になるといいなと思ひました。例えば、訓練の施設では、現状、行っている訓練などが一カ所でするようになるのか。市民の方から見てもわかりやすいようなイメージが資料の中に入ってくるかと思ひましたので、意見として申し上げます。ありがとうございました。

柿田有一委員長 今、中原委員に御質疑いただいた点で、一点補足をさせていただきます。

きますが、きょう参考資料として新潟市消防局の基本構想書をお渡しをしましたが、今、当組合で策定しているのは基本計画書ということになるかと思えますので、言いぶりが行政によって異なりますので、ここでは構想書と書かれています。今回策定するのは基本計画ということに御理解いただければというふうに思います。

小ノ澤哲也委員 さまざま御説明ありがとうございます。

先ほど、C棟、B棟の考え方、例えばロープを垂らしたりというのがありますけれども、その考え方に基づく、あくまでもこの二つの棟はある一定の高さを合わせるとか、そういう必要は出てくるんですか。

消防局次長 そのとおりでございます。

小ノ澤哲也委員 そうすると、先ほど、例えば潜水関係の今の図のどこにそれがあるのかちよつとわからないので、そういうものを加えるとなると、加えるとしたらA棟でないと加えられないものなのか、あるいはBかCに加えた場合、もし片方の高さが変わるのであれば、もう片方のほうも高さを合わせる施設となる、そういう考え方になるんですか。

消防局次長 ただいまの御質疑ですけれども、B棟、C棟のところに潜水関係のを入れ込むというのは、基本的には無理かなというふうに考えておりますので、入れ込むのであればA棟のほうというふうな計画になるかと考えています。

柿田有一委員長 今、小ノ澤委員から、それから片野委員から御質疑ありました潜水に関するのですが、我々視察で拝見しているところだと、潜水型の縦長のプールと、それから平面の平たいプールと、両方それぞれ役割が違って、水難の役目の想定をしているところがありますが、その点について、何らかの考慮、両方欲しいのか、それから平型なのか縦型なのかというような議論等はされたりだとか検討はされているのか、わかれば参考になると思えますので。

消防局次長 ただいまの件ですけれども、今のところ検討をしている、検討として

必要としているものは縦型のものでございます。いわゆる横長のプール型につきましてはほかの施設を借りて現在もやっているんですけれども、両方というところが費用もかかってきますので、そのようなところで検討させていただきます。

柿田有一委員長 以上で、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 今回の委員会では、基本計画で取りまとめる機能、規模について報告を受け、調査したいと考えております。そのように進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのようにさせていただきます。

次回の日程については、私のほうで調整させていただきます、御連絡させていただきます。

以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

以上で、本特別委員会の審査は終了いたしました。

○散 会 午後四時一分